

---

## 第5回 大山町議会定例会会議録（第4日）

平成24年6月22日（金曜日）

---

### 議事日程

平成24年6月22日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第82号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第2 議案第83号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第3 議案第84号 平成24年度大山町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第85号 平成24年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第86号 平成24年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第87号 平成24年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第88号 鳥取県労働委員会による調停について
- 日程第8 議案第89号 物品購入契約の締結について（ロータリー除雪車）
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 陳情第5号 大山町議会議員政治倫理条例の改正に関する陳情書
- 日程第11 陳情第7号 最低賃金の引き上げと安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める「意見書」採択の陳情
- 日程第12 陳情第6号 2013年度国家予算編成において教育予算拡充を求める陳情書
- 日程第13 発議案第7号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について
- 日程第14 議員派遣について
- 日程第15 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
- 日程第16 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第17 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
- 日程第18 閉会中の継続調査について（議会改革調査特別委員会 所管事務調査）
- 日程第19 閉会中の継続調査について（大山恵みの里構想調査特別委員会 所管事務調査）
- 日程第20 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員（18名）

1番 竹口大紀	2番 米本隆記
3番 大森正治	4番 杉谷洋一
5番 野口昌作	6番 池田満正
7番 近藤大介	8番 西尾寿博
9番 吉原美智恵	10番 岩井美保子
11番 諸遊壊司	12番 足立敏雄
13番 小原力三	14番 岡田 聰
15番 椎木 学	16番 鹿島 功
17番 西山富三郎	18番 野口俊明

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ……………諸遊雅照 書記 ……………中井晶義

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………森田増範 教育長 ……………山根 浩  
副町長 ……………小西正記  
教育次長兼学校教育課長 ……………齋藤 匠  
総務課長兼住民生活課長 ……………酒嶋 宏  
社会教育課長 ……………手島千津夫 中山支所総合窓口課長 杉本美鈴  
幼児教育課長 ……………林原幸雄 大山支所総合窓口課長 門脇英之  
企画情報課長 ……………野間一成 税務課長 ……………小谷正寿  
建設課長 ……………池本義親  
農林水産課長兼農業委員会事務局長 ……………山下一郎  
水道課長 ……………野坂友晴 福祉介護課長 ……………戸野隆弘  
観光商工課長 ……………福留弘明 保健課長 ……………後藤英紀  
観光商工課参事 ……………齋藤 淳 人権推進課長…………澤田 勝  
企画情報課参事兼未来づくり戦略室長 ……………赤井久宣  
地積調査課長 ……………種田順治 代表監査委員…………松本正博

## 午前9時30分開議

### 開議宣告

○議長（野口 俊明君） おはようございます。6月定例会もいよいよ最終日となりました。しっかりとまあご審議よろしくお願いいいたします。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案第82号から議案第87号までの各議案は、すでに町長から、提案理由の説明を受けていますので、本日は質疑・討論・採決を行いません。

また、議案第88号及び議案第89号並びに諮問第1号は、本日新たに提案される議案でありますので、町長から提案理由の説明を受けたのちに、質疑・討論・採決を行いません。よろしくお願いいいたします。

---

### 日程第1 議案第82号

○議長（野口 俊明君） それでは議案に入ります。

日程第1、議案第82号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第82号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第2 議案第83号

○議長（野口 俊明君） 日程第2、議案第83号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第83号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第84号

○議長（野口 俊明君） 日程第3、議案第84号 平成24年度大山町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第84号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第4 議案第85号

○議長（野口 俊明君） 日程第4、議案第85号 平成24年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第85号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第86号

○議長（野口 俊明君） 日程第5、議案第86号 平成24年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第86号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第87号

○議長（野口 俊明君） 日程第6、議案第87号 平成24年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（5番 野口 昌作君） 議長、5番。

○議長（野口 俊明君） 5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口 昌作君） えーとですね、工事請負費で、温泉配湯管移設工事2,757万3,000円組んでございますが、これはどの部分を移転するかということをちょっと質問いたします。

○中山支所総合窓口課長（杉本 美鈴君） 議長、中山支所総合窓口課長。

○議長（野口 俊明君） 杉本中山支所総合窓口課長。

○中山支所総合窓口課長（杉本 美鈴君） お答えいたします。源泉のところから少し入りまして、そこから北に向けて温泉配湯管を布設しておりまして、町営分譲地に配湯、さらに下流の中山温泉や、フォーラム中山に給湯しておりますが、その部分を移設したいと思っております。

○議員（5番 野口 昌作君） はい、分かりました。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第87号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第7 議案第88号

○議長（野口 俊明君） 日程第7、議案第88号 鳥取県労働委員会による調停についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） それでは議案第88号 鳥取県労働委員会による調停についてご説明を申し上げます。

本案は、大山町現業職員評議会から鳥取県労働委員会に申請された労働争議調停申請により、鳥取県労働委員会調停員から調停案の提示を受けたため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

大山町現業職員評議会の調停申請の内容は、平成24年4月1日付で行われた技能労務職員の配置転換は、重要な労働条件の変更にあるにも関わらず労働協約第20条の合意がされていない。また、これに関連して調整を受けた平成24年3月10日鳥取県労働委員会「あっせん案」の趣旨にも反する。使用者側は、この配置転換を取りやめて、技能労務職員をもとの職場に戻すこと、という内容でございます。

これに対する鳥取県労働委員会による調停案は、1 当事者双方は、平成23年3月31日付けで締結の労働協約第20条の規定については、地方公営企業等の労働関係に関する法律第7条の規定が適用されることを確認するということ。2. 当事者双方は、平成24年4月1日付けの申請者組合員に係る配置転換については、協約第20条の趣旨を踏まえ、平成24年3月15日付けで申請者から申入れのあった「協議申入書」第3項各号に掲げる事項のうち、(1)から(7)までについて、誠意ある団体交渉を精力的に行い、速やかに解決するよう格段の努力をすること。3. (提案理由説明) 被申請者は、上記2における協議が整うまでの間、本件配置転換の申請者組合員の労働条件については、本件配置転換前の労働条件と均衡が図られるよう格段の努力をすること。4. 当事者双方は、今後、協約第1条の精神のもとに、協約の適切な履行について格段の努力をすること。という内容でございます。

町といたしましては、今後も組合と協議を進めるため、この調停案を受諾することといたします。これで、議案第88号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申

上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（5 番 野口 昌作君） 議長、5 番。

○議長（野口 俊明君） 5 番 野口昌作君。

○議員（5 番 野口 昌作君） えーとですね、これの 4 の(3)にですね、「被申請者は、上記(2)における協議が整うまでの間、本件配置転換前の労働条件と均衡を図られるよう格段の努力をすること」ということがございますが、この本件の配置転換前の労働条件と、均衡を図られるというようなことはですね、どのようなことで措置されておりますか、お尋ねいたします。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） ただいまの野口議員のご質問にお答えします。調停案のなかでは、配転前の労働条件と均衡を図れるようにということですが、配置転換前の業務とそう大きな違いのある業務を求めておりませんので、この点については配慮した配置転換をしておるものと考えております。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第 88 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 8 議案 89 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 8、議案第 89 号 物品購入契約の締結について（ロータリー除雪車）を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 89 号 除雪作業車に係る物品購入契約の締結につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、物品購入契約を締結することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の

規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

この度購入いたしますロータリー除雪車は、山間部の除雪に対応するために購入するものでございまして、6月21日に3業者を指名をし、競争入札を実施した結果、税込み金額で2,084万2,500円で、米子市夜見町2948番地13、三協建機株式会社 代表取締役社長 民野純男が落札をし、同日、物品購入仮契約を締結したところでございます。

なお、納入期限は平成24年12月28日といたしております。以上で、議案第89号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（13番 小原 力三君） 議長、13番。

○議長（野口 俊明君） 13番 小原力三君。

○議員（13番 小原 力三君） ちょっとまってよ。えーとですね・・・

○議長（野口 俊明君） 小原議員マイクを少しまっすぐと。

○議員（13番 小原 力三君） ただいまちょっと説明していただきましたけれども、このロータリー車、神田地域に張り付けるということでございますけれども、まあ年々性能も良くなってまいりますし、そのルートの設定が分かれば、まだ除雪体制、協議会立ち上げていないと思いますけど今年は、まあ12月に入ってからじゃないかなというふうに思いますけれども、空けばフルに活用していただきたいなというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○建設課長（池本 義親君） 議長、建設課長。

○議長（野口 俊明君） 池本建設課長。

○建設課長（池本 義親君） お答えします。今回購入いたしますロータリー車につきましては、神田、それから中山の萩原辺りに重点的に除雪作業に対応するといった予定であります。現在あります1台の保有しておりますロータリーにつきましては、大山地区ということでありまして、大山から神田、中山まで回送いたしますと、大方1時間2時間といった時間がかかるわけでありまして、中山と名和につきまして対応できる状況を作るといったことであります。

またフルにということではありますが、この雪につきましては、西雪、東雪によりまして、その時によって大きく積雪が違ってまいります。そういった場合には、回送してですね、対応できる体制も整えたいというふうに考えております。

○議員（4番 杉谷 洋一君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 杉谷 洋一君。

○議員（4番 杉谷 洋一君） このロータリー車、このたびは、これまでは、2メートルの大きさのが、ロータリー幅が1メートル80で、円周、小回りが効くというような話がありました。先ほど小原議員のほうからですね、フル回転で雪をかいて欲しいというような話もありましたが、これはですね、現在2メートルのその機械はですね、今までトレーニングセンターの運動広場の前の収納してあるわけなんですけど、この機械はど



ここに置かれるんですか。仮にそうだったら、例えば豊房地区もですね、結構雪の深い所ですので、神田辺りに行くにはですね、このたびでした農道通ってですね、そのへんを開けながら行けばですね、より効率のいいものと考えerわけですけど、そのあたりをもう少しお話してください。

○建設課長（池本 義親君） 議長、建設課長。

○議長（野口 俊明君） 池本建設課長。

○建設課長（池本 義親君） 現在考えておりますのは、大山のスノーステーションにつきましては、現在格納しておりますのでいっぱいでありまして、御来屋の駅の横に JA の車両センターの跡地があります。そこを現在借地で借りております。そこに名和で使う除雪車を現在入れておりますが、そこが空いておりますので、そこにシーズン以外は格納しておくということで、シーズンになりますと、神田山香荘辺りまで、持って上がりましてシーズン中はそこに待機をさせるといった予定にいたしております。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

○議員（5 番 野口 昌作君） 議長、5 番。

○議長（野口 俊明君） 5 番、野口昌作君。

○議員（5 番 野口 昌作君） えーとですね、このロータリー幅が 1.8、1 メートル 80 という具合に聞きましたが、今購入されているのが 2 メートルというようなことも聞きましたが、これはですね、やっぱり 2 メートルのほうが相当能率が上がると思います。いざ除雪のときにですね、20 センチ、たかが 20 センチといえどもですね、相当違ってくるのではないかと思います、これを 1.8 メートルにですね、狭められた理由というものをちょっと伺いたいです。

○建設課長（池本 義親君） 議長、建設課長。

○議長（野口 俊明君） 池本建設課長。

○建設課長（池本 義親君） 除雪幅でございますけども、まあ機械の機種によって 2 メートルと、1.8、まあワンランク下ということになりますが、スピードにつきましては、1.8 のほうがスピードが出るといった現在の機械の状況であります。

また 2 メートルの幅でやっていく場合、町道かなり狭い所もありまして、またダブルタイヤをはかせたとしても、オペの方らと話をしますと、一回り小さい 1.8 のほうが扱いやすいだろうといった状況でありました。

また特に神田辺りになりますと幅員が狭いといったこともありまして、2 メートルではちょっときついかないといったことで他の路線につきましても、入りやすいんじゃないかということで、1.8 に決定したものであります。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第 89 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 89 号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 9 諮問第 1 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 9、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、任期満了となります人権擁護委員につきまして検討の結果、引き続き井上廣信さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

井上さんは、平成 15 年に松江地方法務局出雲支局長を最後に定年退職されました。その後、司法書士として大山町内の司法書士・地方家屋調査士事務所にお勤めであります。

また、人権擁護委員は 3 期 9 年間の実績と経験があり、その他にも民事調停委員、家事調停委員、民生児童委員等の要職につかれご活躍をいただいているところであります。適任と考え推薦するものでございます。

なお、発令の期間は、平成 24 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの任期 3 年の予定であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

これで、諮問第 1 号の提案理由の説明を終わります。よろしく願います。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから諮問第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり推薦することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、諮問第 1 号は原案のとおり推薦す

ることに決定しました

日程第 10 陳情第 5 号～日程 11 陳情第 7 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 10、陳情第 5 号 大山町議会議員政治倫理条例の改正に関する陳情書及び日程第 11、陳情第 7 号 最低賃金の引き上げと安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める「意見書」採択の陳情の計 2 件を一括議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務常任委員長、椎木 まもる君、学君。

○総務常任委員長（椎木 学君） ただいま議題となりました陳情第 5 号及び陳情第 7 号の 2 件につきまして、総務常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成 24 年 6 月 12 日。審査人数は全員の 6 名です。

陳情第 5 号 大山町議会議員政治倫理条例の改正に関する陳情書ではありますが、平成 21 年 2 月設置の大山町議会議員政治倫理条例は、今期の議員間においても、修正すべきとの意見が論じられており、修正の方向にはありますが、しかし、陳情書における改善策と議会における修正が合致するか否かに関しては、未定であり、議会での修正審議を待たなければならないと解釈します。採決の結果、全会一致で趣旨採択と決しました。

次に、陳情第 7 号 最低賃金の引き上げと安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める「意見書」採択の陳情ではありますが、最低賃金引上げの共通認識は確認いたしますが、額および全国一律等、意見書内容の共通理解、認識の一致に至りませんでした。

採決の結果、採択 1、趣旨採択 2、不採択 2 となり、委員会条例第 15 条の委員長採決により趣旨採択と決しました。

以上で、総務常任委員会の審査結果の報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから陳情第 5 号 大山町議会議員政治倫理条例の改正に関する陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（1 番 竹口 大紀君） 議長、1 番。

○議長（野口 俊明君） 1 番 竹口大紀君。

○議員（1 番 竹口 大紀君） この 5 号の今委員会の意見ということで報告があったわけですけども、このなかで大山町議会議員政治倫理条例の改正に関して、議会内で修正の方向にあるという報告がありましたが、これの客観的な事実、いつ頃、どういった議論が行なわれて修正の方向にあるのか、といったことを教えていただきたいのと、あと大山町議会の今の改選後のですね、1 年目だったかと思いますが、委員会の陳情に関して、趣旨採択はしないという申し合わせを行なっていると思います。で、ここ、今回が初めてじゃなくて、ここ半年ぐらいの間に、趣旨採択がとても多く出ているように見受けられますが、このような申し合わせがあるなか、採択、不採択という結論を出さずに趣旨採択とした理由、以上 2 点をお答えください。

○総務常任委員長（椎木 学君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 椎木委員長。

○総務常任委員長（椎木 学君） 修正の観点につきましては、平成、これのここにも書いておりますように、申し上げましたように、21年2月ということで、新町の1期目の議員間で作ったわけございまして、まあいろいろとこの条例に基づきまして、異議等いろいろな意見が出ております。そういうなかで、議会全体の、全協のなかで、あるいは全体のなかでの修正すべきとの結論には至っておりませんが、総務委員会等、いろいろな議員間での話を聞きますと、そういう修正をすべきではないかというような意見を聞いてございまして、そういう意味でこの先ほどの申し上げたように報告させていただきました。

また趣旨採択でございますけれども、この陳情、5号あるいは7号につきましても、5号につきましては、陳情案件につきまして、具体的に修正の内容が明記、明示されております。で、委員会でいろいろと時間を重ねて協議したわけでございますけれども、採択にいたしますと、この提案された陳情事項、改正事項、これと合致するか否か、という問題が生じるわけでございます。で、不採択にいたしますと、全くその方向性を否定するというような形になります。非常に委員、6人の委員、全員悩みましたけれども、これは敢えて誤解を招かないためにも、趣旨採択が妥当であろうということで、全会一致というふうになったわけでございます。趣旨採択を避けるという意味では十分承知しておりますが、そういう意味でございます。

また陳情第7号につきましては…

○議長（野口 俊明君） えーと、まだ陳情第5号のみの…

○総務常任委員長（椎木 学君） そうですね、はい、失礼しました。そういう経過をもって趣旨採択といたしております。

○議員（1番 竹口 大紀君） 議長、1番。

○議長（野口 俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口 大紀君） はい。今、もし採択であれば、この陳情の内容、まあ修正具体的な提案があるので、それを採用しなければならないと。で、不採択にすれば、全くこれを否定してしまうから不採択にはできないということですが、陳情の審査において、陳情、いろいろな思いで皆さん出されます。でまあ、それぞれ思いは分かかります、もう全部ね、出される陳情、だれどできるかできないかは具体的な判断して、できないとなれば不採択、こういうふうに判断するのが一番妥当じゃないのかなというふうに思います。

で、あるいはそのもし議論が足りなければ、継続審査にする、あるいは全体でその修正の方向であるのであれば、それを議論して結論が出るまで、継続審査にしておくとか、他にも方法があったのではと思うんですが、どうでしょうか。

○総務常任委員長（椎木 学君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 椎木委員長。

○総務常任委員長（椎木 学君） その点もいろいろと協議を重ねてきたわけござい

すけども、5人の委員の見解意見を尊重して趣旨採択とさせていただきました。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

○議員（13番 小原 力三君） 議長、13番。

○議長（野口 俊明君） 13番 小原力三君。

○議員（13番 小原 力三君） えーとですね、今もありますけれども、我々が決めた趣旨採択、これを極力止めようということで、決めたことをまた盛り返して、こういう趣旨採択をするということは如何なものかなというふうに思います。自分らの決めたことを自分らでよう守らんような議員だったら、はずいてもらっても結構でございます。以上でございます。

○総務常任委員長（椎木 学君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 椎木委員長。

○総務常任委員長（椎木 学君） そのことは十分悩みながらこういう結論を出した次第でございます。

〔「やり直し」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑があれば。ありますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第5号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、陳情第5号は、委員長の報告のとおり、趣旨採択することに決定しました。

---

○議長（野口 俊明君） これから陳情第7号 最低賃金の引き上げと安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める「意見書」採択の陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（1番 竹口 大紀君） 議長、1番。

○議長（野口 俊明君） 1番 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口 大紀君） これも同じ、先ほどと絡めて話そうと思ったんですが、7号は別でしたので、この審査結果も趣旨採択になっています。で、やはり我々大山町議会としては、申し合わせとして、趣旨採択はしない。採択か、不採択に決めるべきだと。決らない場合は、継続審査をしてでも、長い時間をかけて決めようという話になっていると思います。で、そこにまあ表決、採決の結果が載っていますけれども、採択1人、

不採択2人、趣旨採択2人ということで、やっぱりこれも採択されている方、不採択されている方っていうのはいらっしゃるわけですね。で、内容の共通理解、認識のうちにいたらなかったということであれば、もっと時間をかけて議論をしていただいて、採択なのか、不採択なのか、はっきり示していただきたいというふうに思います。

もうこの趣旨採択というのは、陳情者にもいい顔する、議会にもいい顔する、という凄く玉虫色のね、まあどこにもいい顔しましょうという決め方であって、今の国会見てくださいよ。ね、決められない政治、(「そうだ」と呼ぶ者あり)もう正にね、大山町議会はね、趣旨採択をするということは、この決められない政治の方向に向かっていくということだと思いますので、趣旨採択を止めていただいて、採択か不採択出していただきたいというふうに思います。以上です。答弁願います。

○総務常任委員長(椎木 学君) はい、議長。

○議長(野口 俊明君) 椎木委員長。

○総務常任委員長(椎木 学君) この陳情、同内容のものが、平成21年6月提出されております。この時は、意見書の内容を陳情者の意向、添付書類として意向が示した意見書が添付されておりましたけれども、この意見書を大幅に変更いたしまして、文書提出、意見書提出した経緯がございます。採択で提出した経緯がございます。それが21年6月でございます。22年6月につきましては、文書扱いということで、配付のみにしております。審議にいたっておりません。同内容でございますけれども、今回陳情として出たわけでございます。竹口議員の見解、最もでございますけれども、過去に採択したという経緯もあります。また、ここで採択、不採択、趣旨採択という分かれた原因の一つに、意見書、添付された意見書を陳情者の趣旨と思いとを異なって、半分近く変えてもいいのか、変えて意見書を出してもいいのか、というような議論もいろいろ長時間かけて行いました。で、委員のなかでこの、ここにも書いて報告しておりますが、この点は例えば、「1,000円の最賃」あるいは「全国一律の求める」という文言もございませぬけれども、そういう内容に、意見書の内容につきましても、なかなか意見の統一ができなかったという経過もあります。で、委員長の判断といたしまして、過去に採択した経緯がございますので、趣旨採択と不採択、同数でございましたけれども、趣旨採択の採決をいたして、皆さんに提示したというような経過でございます。以上です。

○議員(1番 竹口 大紀君) 議長、1番。

○議長(野口 俊明君) 竹口大紀君。

○議員(1番 竹口 大紀君) 過去に、同じ内容の陳情が出たということですが、まあ21年6月といいますと、もう3年前で、3年経つと当然社会情勢なんか大きく変わってくるわけで、当然国政のなかで政権も変わったりしておりますが、そのなかで過去の採択、不採択に縛られて、過去を採択したから今回も採択しなければならないという話はないのかなというふうに思いますが、まあ内容は置いときまして、いずれにしても、採択、不採択、決めずに趣旨採択したということです。で、このまあ先ほど答弁にもあ

りましたけども、意見書の内容の共通理解認識の一致にいたらないということで、最終的に趣旨採択になったようではありますけれども、やっぱりそれぞれ主義主張は違いますから、一つの陳情に対して、賛成、反対、これ分かれるのは当然ですけれども、その共通理解にいたらなかったの、取りあえず採決して、結果こうばらばらになりましたよというのは、本当に議論したのかなというような思いがあります。これ、採択、不採択、しっかり分けて、分かれるところまで議論して、最終的に採決したらいいんじゃないのかなというふうに思いますが、今後も委員会、総務委員会で、趣旨採択使っていられるんですか。

○総務常任委員長（椎木 学君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 椎木委員長。

○総務常任委員長（椎木 学君） 今回の経緯は、それぞれの委員の見解をまとめた経緯でございますけども、極力基本的には、採択、不採択の見解は十分に認識しております。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（3番 大森 正治君） 議長、3番。

○議長（野口 俊明君） 3番 大森 正治君。

○議員（3番 大森 正治君） この趣旨採択の理由としまして、最低賃金の引き上げの共通認識を確認すると、まあ基本的な点では一致したわけですね。けども、額、最低賃金の額とか、全国一律について分かれたというんですが、これは駄目だという意見があったと思うんですけどもね、不採択2の人のなかには、どういうそのへんに理由なのか、もうちょっと詳しくですね、何故いけないのか。社会情勢で考えれば、これ当然かな、趣旨採択でなくて、採択してもいいんじゃないかというふうな内容だと私は考えておりますけども、ちょっとそのへんが理解できませんので、どういう討議があったか、もう少し額とか、その全国一律等についてどういう議論があったかを説明してください。

○総務常任委員長（椎木 学君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 椎木委員長。

○総務常任委員長（椎木 学君） 額についてはまあ、鳥取県の最低賃金は646円、8円でしたかね、そういう状況にあります。で、1,000円というのは、非常に鳥取県の常識からみれば高額になりますし、東京都であれば、それは妥当な金額かもしれません。あと、全国一律という意味で、首都圏、都市圏と鳥取県との比較で言いますと、それは現実、ヨーロッパ各国でそういう統一賃金があるということは認識しておりますけれども、鳥取県と日本の場合とは、そぐわないのではないかというような見解もあります。ちょっと記憶定かでないんですけども、こういう点で意見書の前回21年のときには、いろいろと削除をして意見書を出したというような経過を記憶しております。相当、意見書の案で、「記」のところでも、例えば不都合なところ、いろいろと削除をした記憶がございます。また文書の内容も削除して文書を提出した記憶がございます。そういうことに対して、この陳情、意見書を出してこの意見書を出してくださいということと、そ

ぐわらないのではないかというような見解から不採択というお考え方も、考えの委員もありました。そういう経過のなかで、こういう結果が出た、というふうに審査の経過の中で見解の相違、それぞれの意見の見解の相違からこういう表決が出て、委員長判断にいたったというふうにご報告いたします。

○議員（3番 大森 正治君） 議長、3番。

○議長（野口 俊明君） 3番 大森 正治君。

○議員（3番 大森 正治君） 額については、1,000円にせというふうなことではないですね、800円ないし以上とし、あるいは1,000円以上の水準に近づくことを目標とするということですから、別に幅があって柔軟的なわけですから、これはクリヤできる内容ではないかというふうに思いますが、そのへんの論議は、十分あったんでしょうかね。

それからもう一つの全国一律最低賃金制度というのが、鳥取県の実態にそぐわんのことで、東京とか鳥取県を比較できないんじゃないかというようなことが、理由としてあったようですが、まあこういう意見書を出して欲しいという陳情者の要求があるわけですが、そこをはずして意見書を付けると、意見書をカットということはできると思うんですね。それで陳情者に対しては、できるだけ陳情者の意を汲むために、そこを外して出しましたということも説明することは十分可能じゃないかなと思うんですが、この議論はあるでしょうか。

○総務常任委員長（椎木 学君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 椎木委員長。

○総務常任委員長（椎木 学君） 当然、この採決内容にもありますように、当然検討したわけでございますけども、その上での判断でございます。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（3番 大森 正治君） 議長、3番。

○議長（野口 俊明君） 3番 大森 正治君。えー討論は、まず原案に反対者の討論を許します。次に原案の賛成者の討論を許します。他に討論は。

○議員（3番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） はい。

○議員（3番 大森 正治君） 原案と言いますと…

○議長（野口 俊明君） まず原案に反対者の討論を許します。どうぞしてください。

〔「原案というのは陳情ですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） はい。

〔「報告ですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 原案。



〔「原案というのは陳情ですよ、陳情者の原案ですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） はい。

〔「休憩お願いします」「賛成」と呼ぶ者あり〕

午前 10 時 8 分 休憩

午前 10 時 9 分 再開

○議長（野口 俊明君） そういたしますと再開いたします。まず原案に反対者の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） はい、次に原案に賛成者の討論を許します。

○議員（3 番 大森 正治君） はい、議長 3 番。

○議長（野口 俊明君） 3 番 大森正治君。

○議員（3 番 大森 正治君） えーと私はこういう消極的な趣旨採択ではなくて、採択、積極的に採択すべきだという立場で討論したいと思うんですよ。それはですね、先ほどもちょっと質問のなかでも言いましたけども、今のまままず社会情勢、ここにもずっと書いてあります。本当に働く貧困、いわゆるワーキングプア、これが増大してるっていう大きな社会問題があります。全国的にそうだと思います。そのために、特に若い人たちの所得が非常に下がって生活も大変、そのために生活保護の受給者も非常に増えているというニュースも最近あっております。ついには、210 万人を超えたというふうな報道もなされておりますよね。それはなんでかといいますと、やっぱり所得がもう下がってきているから、生活が非常にそのために苦しくなっている。だから消費が伸びない、家計が冷え込んでいる。つまり内需を冷え込ませということが、そこにも書いてありますけども、そのとおりだと思うんですよ。ですから地域の商店街の衰退、中小企業の経営難を招いて、失業も増やし、ひいては少子化ということにもなっているんじゃないかなっていうことを分析してますが、本当にそのとおりじゃないかというふうに私は、今の情勢を思います。

そういうなかでね、やっぱり所得を増やすということは、1 番大きなこの問題を解決する決め手ではないかというふうに考えるんですよ。もう今は賃金下げる、消費が冷え込む、そして景気も悪くなるという負の循環がずーとこう蔓延していると思うんです。それ逆周りの好循環に行くためには、もうここしかないじゃないでしょうかね。

そのためには、この最低賃金、これを何とかせないけんという、上げなければならぬという認識が、これは私たちだけではなくて、政府、国の段階でもですね、あるわけでしょ。そこにも書いていますが、2010 年には、政府の立ち会いのもと労働者代表と財界代表が最低賃金の大幅引き上げに合意してますということもあるわけです。まあそれは、最低賃金を全国的に早急に、早急にですよ、800 円以上とし、さらに 1,000 円への到達を目指すという内容だと。ここまで、踏み込んでいるわけですから、私たちが足を引っ張ることはないと思うんですよ。積極的にこれは採択して、そうだそうだと政府を

応援するためにも、労働者ばかりでなくして財界を、尻をたたくためにも、これ大いに意見書を採択してあげるべきじゃないかなというふうに思います。

まあ先ほどの委員会のなかでは、一致にいたらなかったという点があるんですが、それは枝葉末節なこと、小さなことですので、その部分をどうしても出したいならそれを外してでも意見書をあげるべきだったというふうに思うし、今のこの部分も、あっても私はいいかないと思うんですけども、今からでもその一致できない部分を外してでも、積極的に採択の方向で、意見書が出せないものなんでしょうか。私はそのことを皆さんに訴えて、是非この意見書を出すような方向でいきたいと思いますので、ご賛同よろしくをお願いします。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔議長、採決の方法に異議がありますので、休憩をお願いします〕「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） はい休憩します。

午前 10 時 23 分 休憩

午前 10 時 28 分 再開

○議長（野口 俊明君） そういたしますと、再開いたします。いいですか。再開します。討論、他にありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なし認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 7 号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 賛成、起立多数です。したがって、陳情第 7 号は、委員長の報告のとおり、趣旨採択することに決定しました。

---

## 日程第 12 陳情第 6 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 12、陳情第 6 号 2013 年度国家予算編成において教育予算拡充を求める陳情書についてを議題とします。審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、岡田 聡君。

○教育民生常任委員長（岡田 聡君） ただいま議題となりました陳情第 6 号 2013 年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書について、教育民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成 24 年 6 月 11 日。審査人数は全員の 6 名です。

将来を担う子どもたちに豊かな教育を保証することは、社会の基盤づくりに極めて重要なことであり、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、国負担割合を 2 分の 1 に復元する必要があります。

採決の結果、採択 4 人、趣旨採択 1 人で採択と決しました。以上で、教育民生常任委

員会の陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから、陳情第 6 号 2013 年度国家予算編成において教育予算拡充を求める陳情書について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第 6 号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、陳情第 6 号は、委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

---

### 日程第 13 発議案第 7 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 13、発議案第 7 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 教育民生常任委員長 岡田 聰君。

○教育民生常任委員長（岡田 聰君） 発議案第 7 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について、提案理由のご説明をいたします。

発議案第 7 号は、教育民生常任委員会で陳情第 6 号を審査した結果、採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するものであります。それでは、意見書を朗読いたします。

30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書、2012 年度の政府予算では、小学校 2 年生の 35 人以下学級は加配措置に留まりました。義務標準法改正条文の附則には、「公立の小学校の第 2 学年から第 6 学年まで及び中学校に係る学級編制の標準を順次改定すること、その他の措置を講ずることについて検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置、その他の必要な措置を講ずることとし、当該措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努めることとしたこと」と明記されています。今後の、35 人以下学級の着実な実行が重要でございます。

一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約 6 割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26 人～30 人を挙げています。このように、保護者も 30 人以下学級を望んでいることは明らかであります。新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加します。

また、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えています。このような中で、鳥取県は全国に先駆けて全学級 35 人学級を実現しました。しかし、財政負担は大きく、国の予算化が望まれます。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが、憲法上の要請です。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、2013年度政府の予算編成において下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

記、1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国の負担割合を2分の1に復元すること。平成24年6月22日鳥取県大山町議会、あて先は、内閣総理大臣 野田佳彦様、財務大臣 安住淳様、総務大臣 川端達夫様、文部科学大臣 平野博文様。です。

○議長（野口 俊明君） これから、発議案第7号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第7号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議員派遣について

○議長（野口 俊明君） 日程第14、議員派遣についてを議題とします。会議規則第119条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、1番目は、大山町議会の行政調査であります。

平成24年7月4日から7月6日までの3日間、現在大山町議会が取り組みを進めております議会改革や、行政喫緊の課題でもあります防災対策、小中学校児童・生徒の学

力向上について、行政調査を行うため、宮城県南三陸町、岩手県滝沢村、秋田県大仙市に議員全員を派遣したいと思います。経費は、予算の範囲内であります。

2番目は、平成24年8月2日から8月3日までの2日間、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される市町村議会議員特別セミナー受講のため、野口俊明議員、西山富三郎議員、鹿島功議員、岡田聡議員、小原力三議員、近藤大介議員、池田満正議員、野口昌作議員の8人を派遣するものであります。

3番目は、9月5日（火）、日野郡日南町で開催されます西部町村議会議長会主催の自治功労表彰式及び研修会に、議員全員を派遣したいと思います。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

---

#### 日程第15 閉会中の継続調査について（総務常任委員会）

○議長（野口 俊明君） 日程第15、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。総務常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第16 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会）

○議長（野口 俊明君） 日程第16、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第17 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会）

○議長（野口 俊明君） 日程第17、経済建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを

議題とします。

経済建設常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第 18 閉会中の継続調査について（議会改革調査特別委員会）

○議長（野口 俊明君） 日程第 18、議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会改革調査特別委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第 19 閉会中の継続調査について（大山恵みの里構想調査特別委員会）

○議長（野口 俊明君） 日程第 19、大山恵みの里構想調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

大山恵みの里構想調査特別委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第 20 閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

○議長（野口 俊明君） 日程第 20、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、お手元に配布の申出書のとおり、臨時会を含む次の議会運営を円滑かつ効率的に行なうため、閉会中において議会運営に関する事項を、継続調査とし

たい旨の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

閉会宣告

○議長（野口 俊明君） これで本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。会議を閉じます。平成 24 年第 5 回大山町議会定例会を閉会します。

---

○局長（諸遊 雅照君） 互礼を行います。一同起立、礼。

---

午前 10 時 43 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 野口 昌作

署名議員 池田 満正